

報道関係者 各位

令和5年6月19日(月)

【照会先】

宮城労働局労働基準部健康安全課
課長 高橋 喜治

主任産業安全専門官 熊谷 昭彦

課長 補佐 増川 賢一

(電話番号) 022-299-8839

令和4年の労働災害発生状況について

～新型コロナウイルスり患を除き、死亡者数は15人、休業4日以上之死傷者数は2,567人と減少～

宮城労働局(局長 竹内 聡)では、このたび、令和4年の労働災害発生状況及び今後の労働災害防止の推進についてとりまとめましたので公表します。

県内事業場において、令和4年1月1日から同年12月31日までの間に発生した新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除いた労働災害による死亡者数(以下、「死亡者数」という。)は15人(前年比+1人)で、過去2番目に少ない人数になりました。

また、休業4日以上之死傷者数¹(以下、「死傷者数」という。)は2,567人(前年比-124人)と前年より減少しました。

なお、新型コロナウイルス感染症のり患によるものを含めると死亡者数15人(前年比±0人)、死傷者数は5,108人(前年比+2,070人)でした。

労働災害を減少させるために重点的に取り組む事項を定めた「第13次労働災害防止推進計画」(以下「13次防」という。)²で平成29年と比較し「死亡者数を15%以上(14人以下)」、「死傷者数を5%以上(2,265人以下)」減少させることを目標としていましたが、目標達成とはなりませんでした。

宮城労働局ではこれらを踏まえ、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現を目指し、令和5年度を初年度とする5年間計画期間の「第14次労働災害防止推進計画」³を策定し、労働災害を減少させるためハード・ソフト両面からの対策に取り組むこととしています。

1 令和4年1月1日から12月31日までに発生した労働災害について、労働基準監督署に提出のあった労働者死傷病報告のうち、休業4日以上のもの、かつ、令和5年3月31日までに提出されたものを対象に集計しています。

令和4年の速報値までは、新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を含めた労働災害の件数のみを公表していました。

2 宮城労働局「第13次労働災害防止推進計画」計画期間：平成30年度～令和4年度

3 宮城労働局「第14次労働災害防止推進計画」計画期間：令和5年度～令和9年度

4 死亡者数及び死傷者数は、いずれも新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

【令和4年の労働災害発生状況の概要】^{*4}

1 死亡者数（表・グラフ1）

- 死亡者数は15人（前年比+1人・増減率+7.1%）で、過去2番目に少ない人数になりました。
- 第13次防の重点業種別では、

製造業	4人（前年比+3人・増減率+300%）
建設業	5人（同±0人）
陸上貨物運送事業	2人（同-2人・-50%）
小売業	0人（同-3人）
社会福祉施設	0人（同±0人）

と製造業で増加となりました。

2 死傷者数（表、グラフ2）

(1) 概要

- 死傷者数は2,567人（前年比-124人・増減率-4.6%）で、前年に比べ減少しました。

(2) 業種別死傷者数

- 第13次防の重点業種別では

製造業	440人（前年比-45人・増減率-9.3%）
建設業	309人（同-9人・-2.8%）
陸上貨物運送事業	335人（同-53人・-13.7%）
小売業	358人（同+10人・+2.9%）
社会福祉施設	232人（同-24人・-9.4%）

と小売業で増加になりました。

(3) 事故の型別死傷者数（グラフ3）

- 転倒 779人（前年比-22人・増減率-2.7%）
- 墜落・転落 412人（同-26人・-5.9%）
- はさまれ・巻き込まれ 287人（同+47人・+19.6%）
- 動作の反動・無理な動作 367人（同-3人・-0.8%）
- 作業行動に起因する「転倒」（構成比30.3%・うち女性58.8%）、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」（同14.3%）この2つで全体の44.6%を占めました。

(4) 月別死傷者数（グラフ4）

- 冬期（12月から3月）では1月に災害が最も多かったものの前年より減少しました。

(5) 年代別死傷者数（グラフ5、6）

- 60歳以上の高年齢労働者が752人（前年比-32人・増減率-4.1%）で全体の29.3%を占めました。
- 転倒災害のうち60歳以上の高年齢労働者が334人（構成比42.9%）でした。このうち、女性が210人（同62.9%）を占めました。

【第 13 次労働災害防止推進計画の達成状況】

1 死亡者数（表、グラフ 2）

○ 死亡者数は 15 人（平成 29 年比 - 2 人・増減率 - 11.8%）で、14 人以下の目標達成には至りませんでした。

○ 重点業種別では

製造業	4 人（平成 29 年比 + 3 人・増減率 + 300%）
建設業	5 人（同 ± 0 人）
陸上貨物運送事業	2 人（同 ± 0 人）
小売業	0 人（同 - 3 人）
社会福祉施設	0 人（同 ± 0 人）

となりました。

2 死傷者数（表）

(1) 概要

○ 死傷者数は 2,567 人（平成 29 年比 + 182 人・増減率 + 7.6%）で、2,265 人以下の目標達成には至りませんでした。

(2) 業種別死傷者数

重点業種別では

製造業	440 人（平成 29 年比 - 33 人・増減率 - 7.0%）
建設業	309 人（同 - 41 人・ - 11.7%）
陸上貨物運送事業	335 人（同 + 11 人・ + 3.4%）
小売業	358 人（同 + 72 人・ + 25.2%）
社会福祉施設	232 人（同 + 61 人・ + 35.7%）

と小売業及び社会福祉施設で大幅な増加となりました。

(3) 事故の型別死傷者数

転倒	779 人（平成 29 年比 + 178 人・増減率 + 29.6%）
墜落・転落	412 人（同 + 37 人・ + 9.9%）
はさまれ・巻き込まれ	287 人（同 + 46 人・ + 19.1%）
動作の反動・無理な動作	367 人（同 + 19 人・ + 5.5%）

(4) 年代別死傷者数

○ 60 歳以上の高年齢労働者が 752 人（平成 29 年比 + 187 人・増減率 + 33.1%）と高年齢労働者での災害が増加しました。

【第 14 次労働災害防止推進計画】

宮城労働局では、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現を目指し、令和 5 年度を初年度とする 5 か年を計画期間に定めて「第 14 次労働災害防止推進計画」を策定しました。その中で計画の目標として、アウトプット指標とアウトカム指標を定め、それら指標の達成を目指すことにより、死亡災害は、2022 年と比較して 2027 年までに 5%以上減少（14 人以下）する。

死傷災害は、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数が2022年と比較して2027年までに減少（2,567人以下）に転じる。

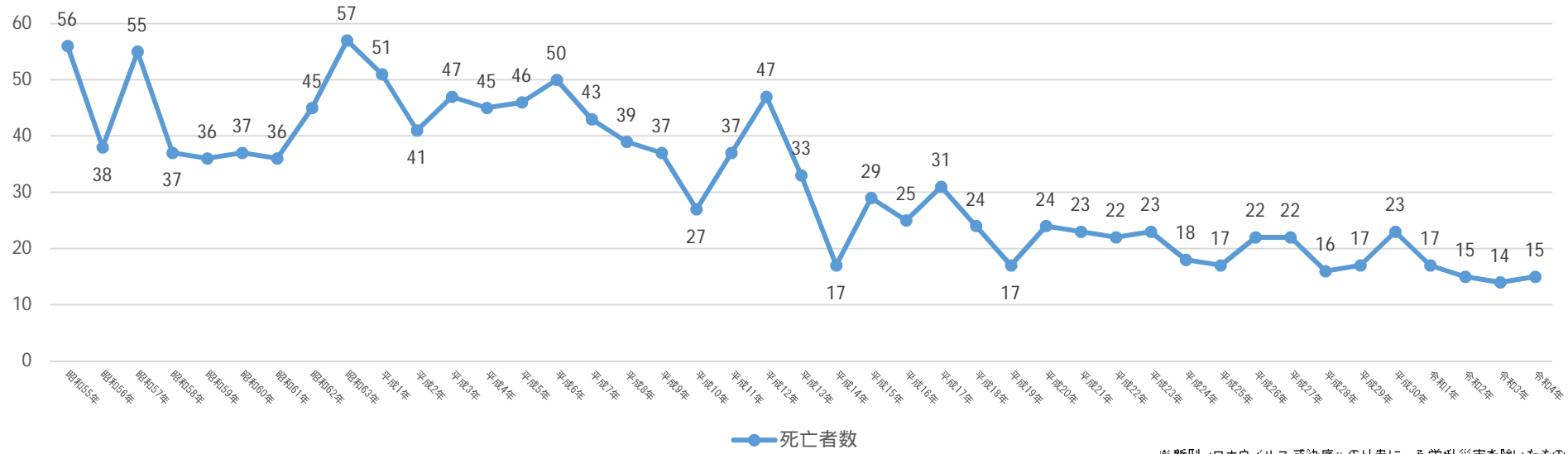
という結果を期待するものです。

これらを達成させるために労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策、業種別（製造業、建設業、陸上貨物運送事業、林業）の労働災害防止対策を重点として、取り組みを推進することとしています。

添付資料等

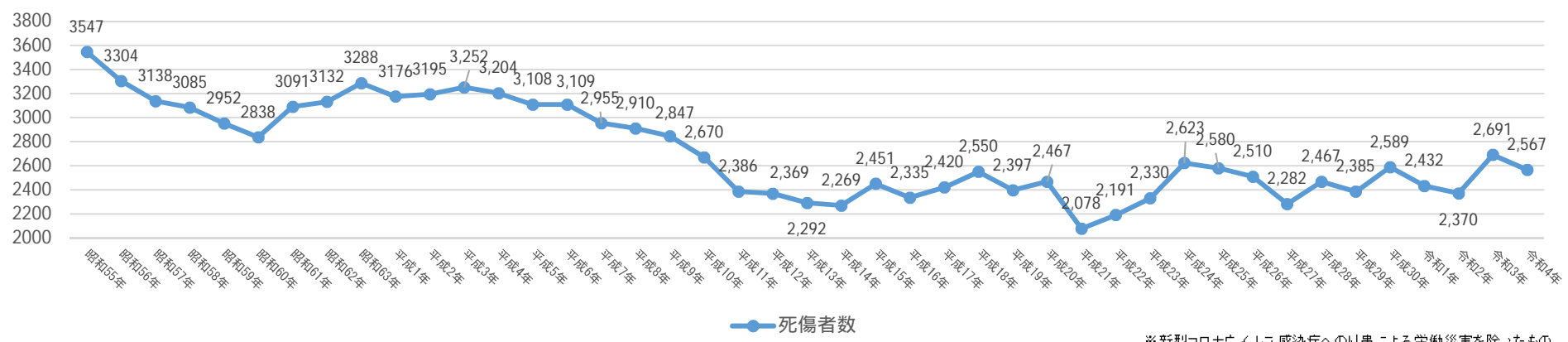
- 1 グラフ1～7
- 2 表「死傷者数の令和4年と令和3年及び平成29年との比較」
- 3 「令和4年宮城県内における死亡災害発生の概要」
- 4 リーフレット「第14次労働災害防止計画」

死亡者数の推移



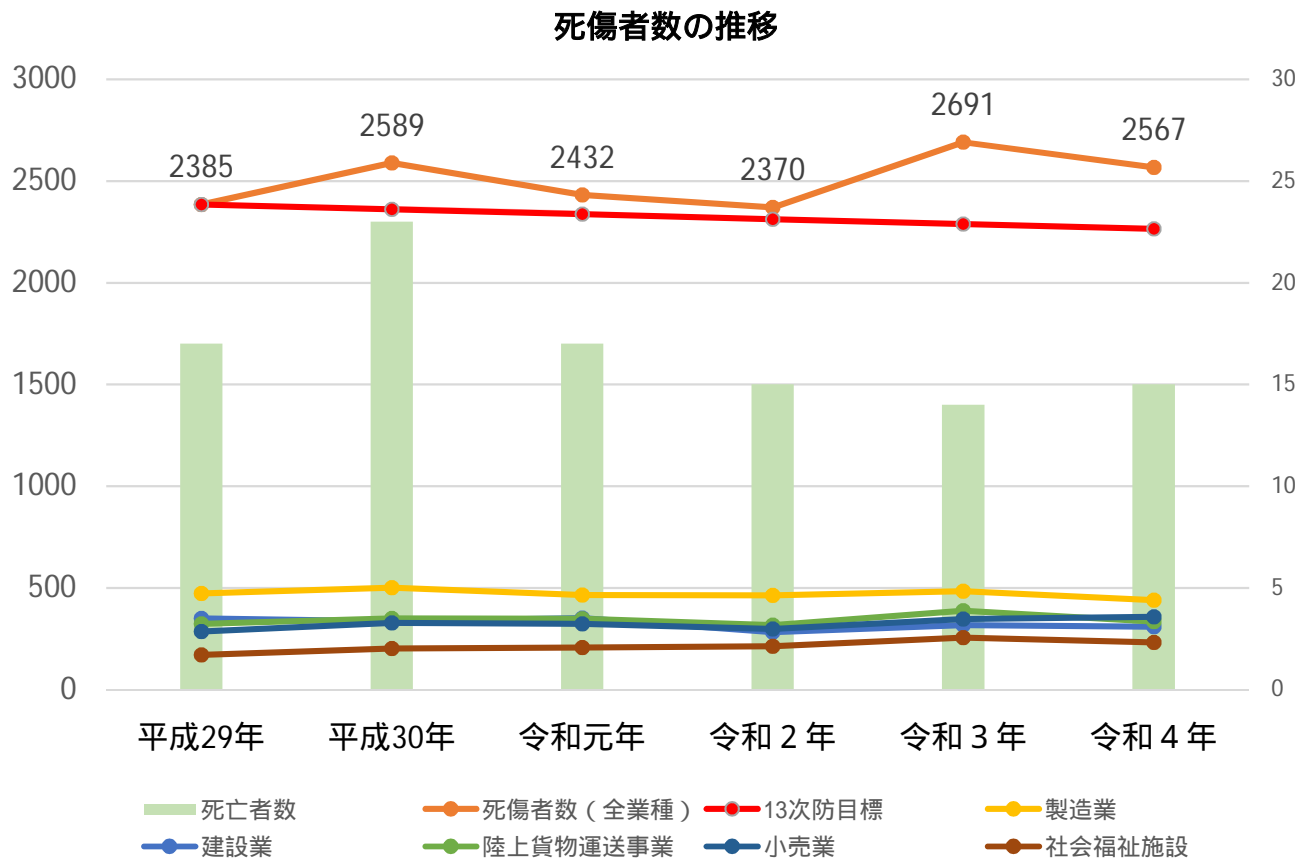
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

死傷者数の推移

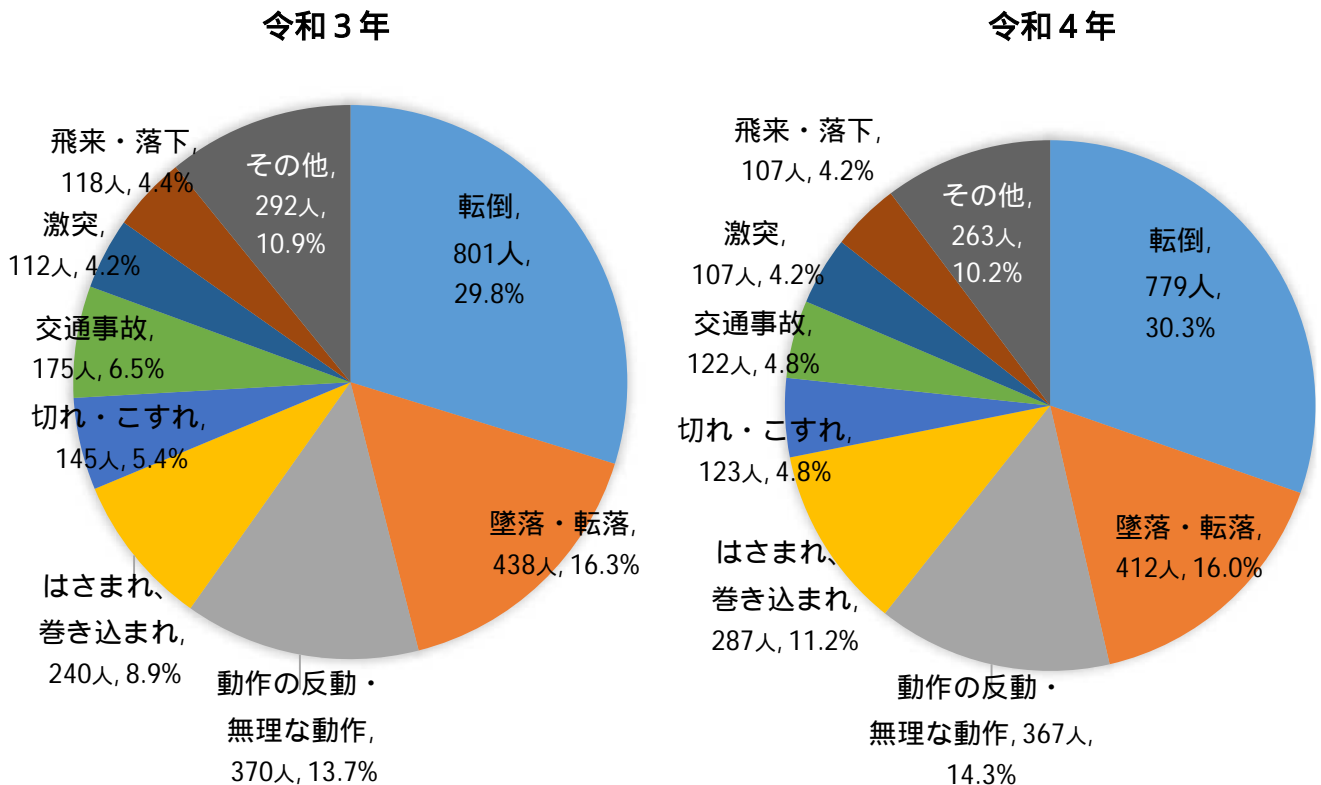


※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

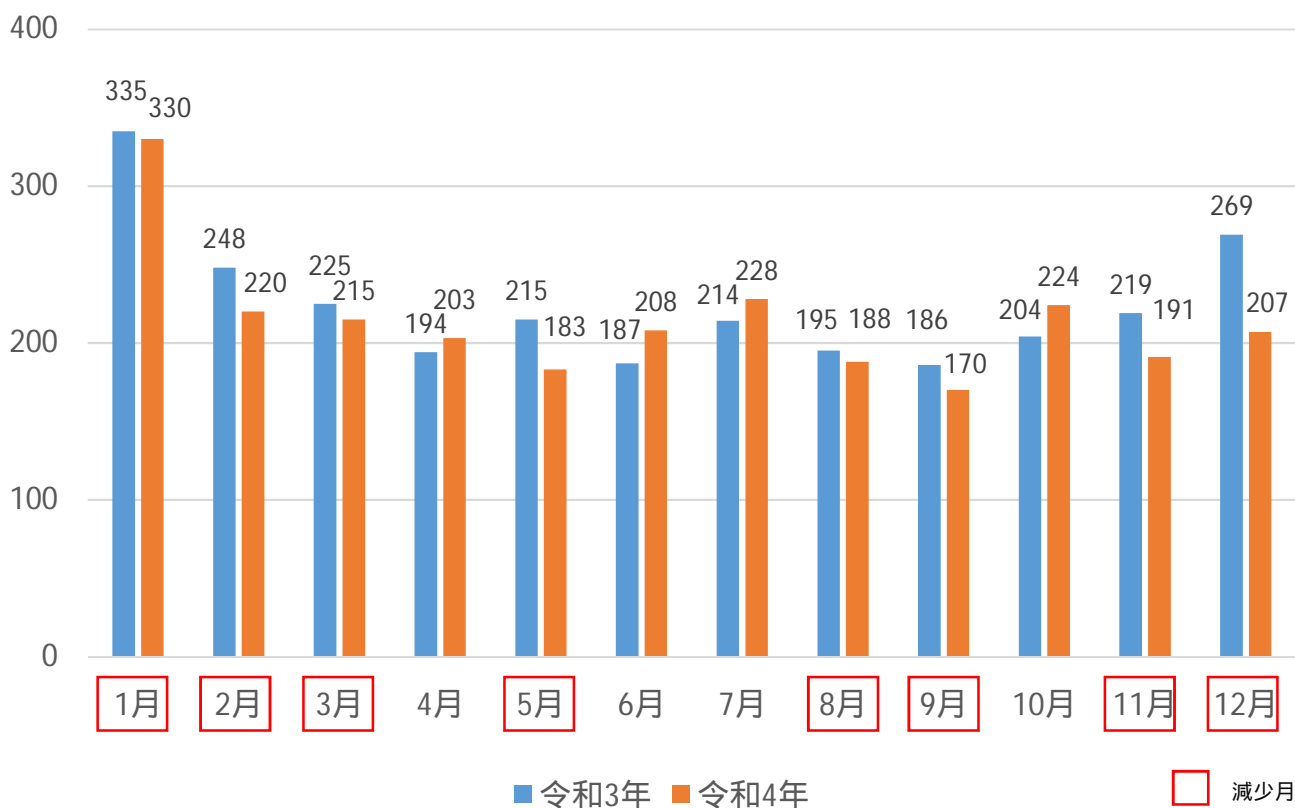
グラフ2（労働災害の推移）



グラフ3（事故の型別死傷者数の割合）



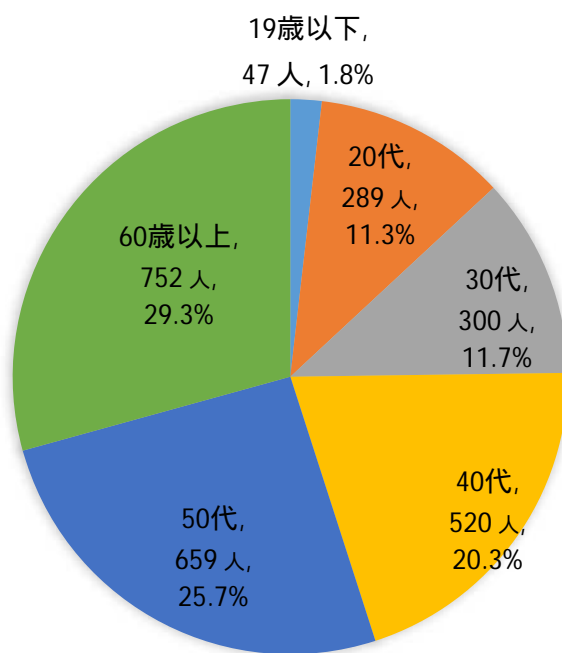
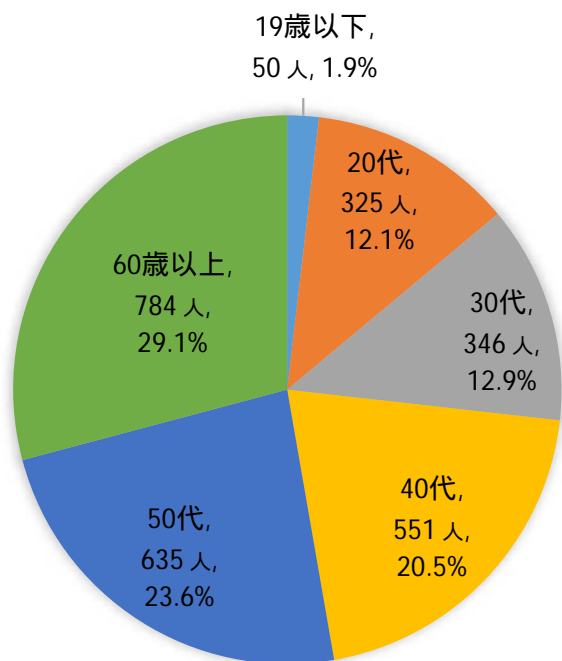
グラフ4（死傷者数の月別推移）



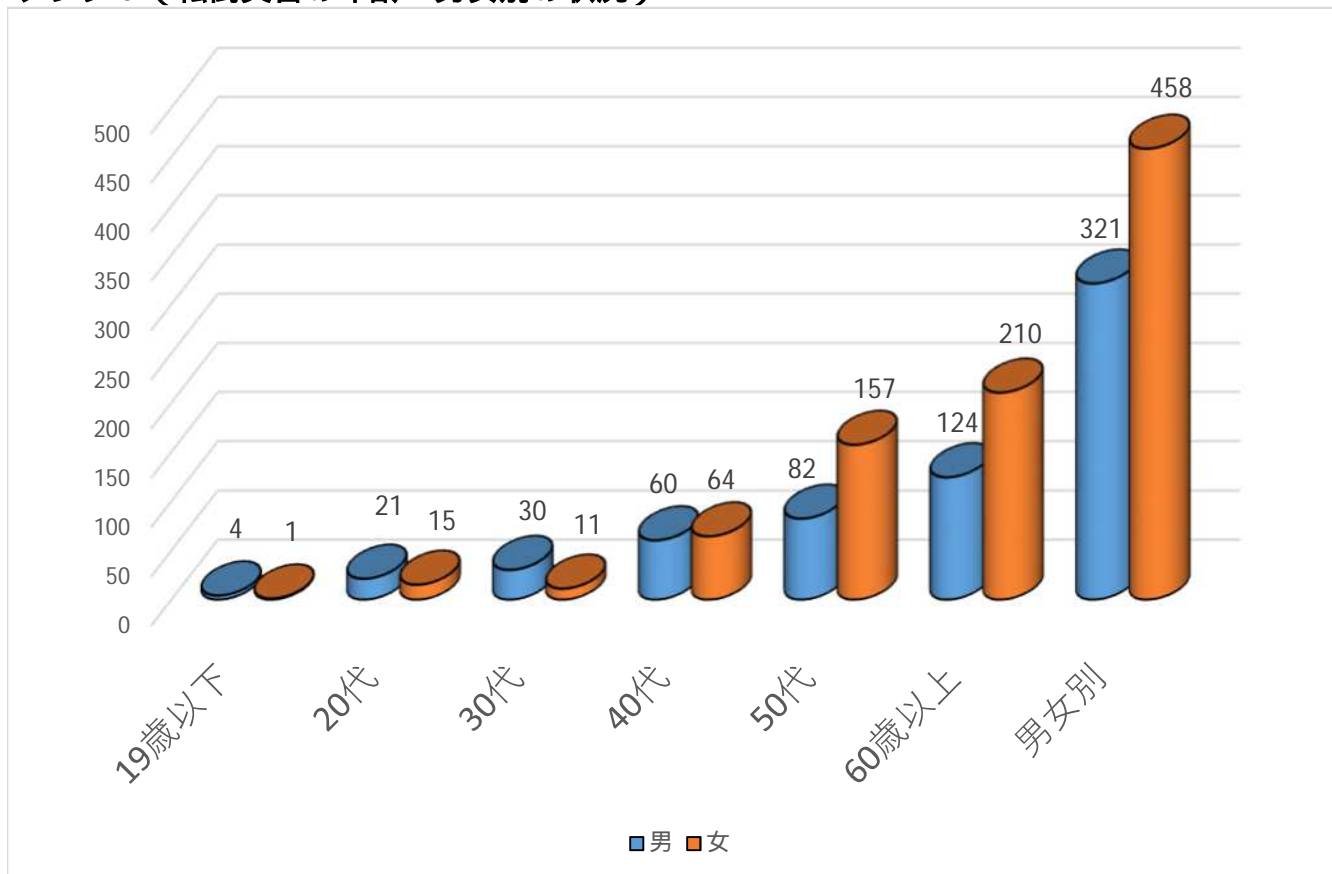
グラフ5（年代別死傷者数の割合）

令和3年

令和4年

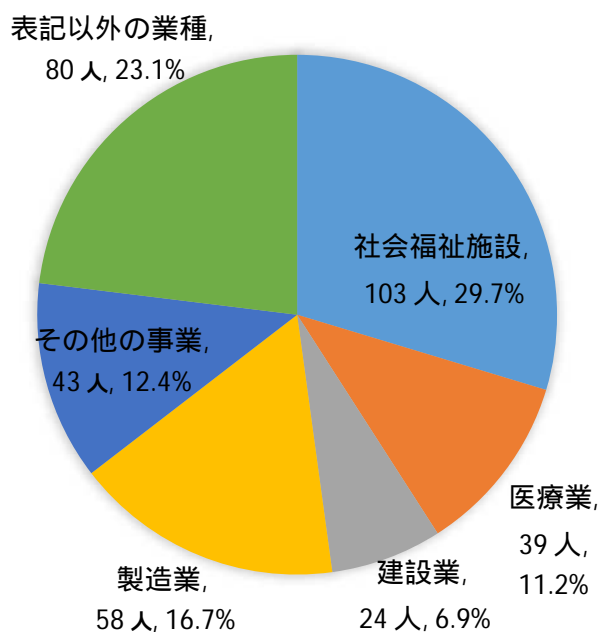


グラフ6 (転倒災害の年齢・男女別の状況)



グラフ7 (新型コロナウイルス感染症のり患による死傷者数の業種別割合)

令和3年(347人)



令和4年(2,541人)

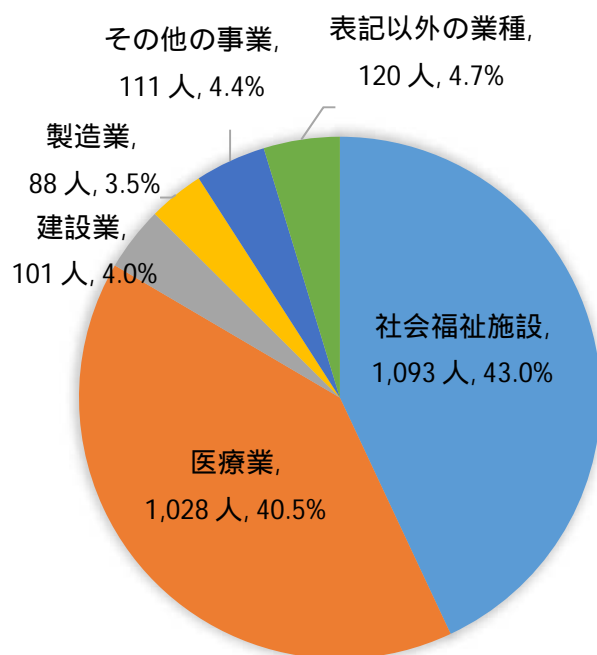


表 死傷者数の令和4年と令和3年及び平成29年との比較（下段は新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除いた人数）

	令和4年	令和3年	令和4年と令和3年の比較		平成29年	令和4年と平成29年の比較	
			増減数	増減率		増減数	増減率
全産業	5,108人 (15人)	3,038人 (15人)	+ 2,070 (±0 人)	+ 68.1% (± 0.0%)	2,385人 (17人)	+ 2,723 (-2 人)	+ 114.2% (- 11.8%)
	2,567人 (15人)	2,691人 (14人)	- 124 (+1 人)	- 4.6% (+ 7.1%)	2,385人 (17人)	+ 182 (-2 人)	+ 7.6% (- 11.8%)
製造業	528人 (4人)	543人 (1人)	- 15 (+3 人)	- 2.8% (+ 300.0%)	473人 (1人)	+ 55 (+3 人)	+ 11.6% (+ 300.0%)
	440人 (4人)	485人 (1人)	- 45 (+3 人)	- 9.3% (+ 300.0%)	473人 (1人)	- 33 (+3 人)	- 7.0% (+ 300.0%)
建設業	410人 (5人)	342人 (5人)	+ 68 (±0 人)	+ 19.9% (± 0.0%)	350人 (5人)	+ 60 (±0 人)	+ 17.1% (± 0.0%)
	309人 (5人)	318人 (5人)	- 9 (±0 人)	- 2.8% (± 0.0%)	350人 (5人)	- 41 (±0 人)	- 11.7% (± 0.0%)
陸上貨物運送事業	340人 (2人)	415人 (4人)	- 75 (-2 人)	- 18.1% (- 50.0%)	324人 (2人)	+ 16 (±0 人)	+ 4.9% (± 0.0%)
	335人 (2人)	388人 (4人)	- 53 (-2 人)	- 13.7% (- 50.0%)	324人 (2人)	+ 11 (±0 人)	+ 3.4% (± 0.0%)
第三次産業	3,680人 (2人)	1,583人 (4人)	+ 2,097 (-2 人)	+ 132.5% (- 50.0%)	1,100人 (8人)	+ 2,580 (-6 人)	+ 234.5% (- 75.0%)
	1,344人 (2人)	1,347人 (3人)	- 3 (-1 人)	- 0.2% (- 33.3%)	1,100人 (8人)	+ 244 (-6 人)	+ 22.2% (- 75.0%)
商業	521人 (0人)	504人 (3人)	+ 17 (-3 人)	+ 3.4% (- 100.0%)	376人 (5人)	+ 145 (-5 人)	+ 38.6% (- 100.0%)
	497人 (0人)	490人 (3人)	+ 7 (-3 人)	+ 1.4% (- 100.0%)	376人 (5人)	+ 121 (-5 人)	+ 32.2% (- 100.0%)
小売業	371人 (0人)	351人 (3人)	+ 20 (-3 人)	+ 5.7% (- 100.0%)	286人 (3人)	+ 85 (-3 人)	+ 29.7% (- 100.0%)
	358人 (0人)	348人 (3人)	+ 10 (-3 人)	+ 2.9% (- 100.0%)	286人 (3人)	+ 72 (-3 人)	+ 25.2% (- 100.0%)
保健衛生業	2,421人 (0人)	470人 (1人)	+ 1,951 (-1 人)	+ 415.1% (- 100.0%)	229人 (0人)	+ 2,192 (±0 人)	+ 957.2% (-)
	300人 (0人)	328人 (0人)	- 28 (±0 人)	- 8.5% (-)	229人 (0人)	+ 71 (±0 人)	+ 31.0% (-)
社会福祉施設	1,325人 (0人)	359人 (1人)	+ 966 (-1 人)	+ 269.1% (- 100.0%)	171人 (0人)	+ 1,154 (±0 人)	+ 674.9% (-)
	232人 (0人)	256人 (0人)	- 24 (±0 人)	- 9.4% (-)	171人 (0人)	+ 61 (±0 人)	+ 35.7% (-)

(カッコ内は死亡者数)

令和 4 年 宮城県内における死亡災害発生の概要

番号	業種	労働者数	事故の型	発生日況
	発生日	時間帯	起因物	
1	その他の事業 (17.2.9)	100～299人	転倒	業務終了後、従業員駐車場にて、自家用車に乗る前に駐車場外周部の側溝に転倒した。
	1月	19時台	その他の構築物等	
2	道路貨物 運送業 (4.3.1)	10～49人	飛来・落下	事業場駐車場において、ジャッキで持ち上げた低床セミトレーラ車体下で被災者がグリス作業を行っていたところ、ジャッキが外れて落下し、車体と地面との間に挟まれた。
	3月	10時台	トラック	
3	道路貨物 運送業 (4.3.1)	10人未満	交通事故	トレーラーで山間部の橋を走行していたところ、路面凍結によりスリップして橋の欄干に衝突、その後キャビンが欄干を超えて30m下に墜落して炎上した。
	3月	19時台	トラック	
4	その他の 建築工事業 (3.2.9)	10～49人	激突され	自社加工場の裏山の法面（傾斜40度）において、チェーンソーで偏心木（高さ13.4m、胸高直径約20cm）の伐木作業中、はね上がった伐倒木が被災者に激突した。
	3月	14時台	立木等	
5	農業 (6-1-1)	10人未満	墜落、転落	乗用型のネギ収穫機に乗車して畑に移動中、道路幅約4mの砂利道の法面から転落し際に頭部を強打した。
	5月	10時台	その他の一般動力機械	
6	道路建設工事業 (3-1-6)	10～49人	激突され	クレーン機能付きのドラグ・ショベルにて、重量1トンのトンパック2つを吊り上げて移動させていたところ、当該ドラグ・ショベルが倒れ、近くにいた作業員（誘導員）が、荷の下敷きとなり死亡した。
	6月	7時台	掘削用機械	
7	自動車整備業 (1-17-1)	10～49人	爆発	タンクローリーのタンク上部の亀裂を補修するため、タンクの上のぼってアーク溶接をしたところ、タンク内のガソリン蒸気に着火して爆発、爆風で吹き飛ばされた。
	6月	19時台	引火性の物	
8	製材業 (1-4-1)	10人未満	はさまれ、巻き込まれ	製材工場において、製材機に原材料の丸太を供給するための機械の一部で、通常作業者が立ち入ることが予定されていない箇所に、何らかの理由で、機械を停止しないまま立ち入った被災者が、当該稼働中の機械に頭を挟まれた。
	6月	11時台	コンベア	

番号	業種	労働者数	事故の型	発生状況
	発生月	時間帯	起因物	
9	電気通信工事業 (3-3-1)	10人未満	墜落、転落	足場解体作業中に足場から転落した際、胸部を打った。
	6月	8時台	足場	
10	産業廃棄物処理業 (15-1-2)	50～99人	切れ、こすれ	廃棄物の分別のため、ディスクグラインダーで金属を切断していたところ、誤って研削砥石が右太腿に接触し、右大腿動脈損傷により失血死した。
	9月	16時台	研削盤、バフ盤	
11	道路建設工事業 (3-1-6)	10人未満	転落、墜落	災害復旧工事において、擁壁の型枠作業中に高さ3mの擁壁から墜落した。
	9月	15時台	仮設物構築物等	
12	土地整理土木工事業 (3-1-9)	10～49人	崩壊、倒壊	造成工事において、土留めを設置作業中に、設置箇所上部の法面が崩壊し、作業員3名が土砂に埋まった。2名は自力で脱出し、1名は救助されたが死亡した。
	9月	10時台	地山、岩石	
13	合板製造業 (1-4-2)	100～299人	はさまれ、巻き込まれ	生産開始前の段取り作業中において、製品を運搬するために上昇・下降する電動スタッカリフトと生産設備のフレームにはさまれた。
	10月	8時台	コンベア	
14	その他の鉄鋼業 (1-10-9)	10～49人	はさまれ、巻き込まれ	両頭NCフライス盤による作業中、せり出してきた位置決め装置と本体テーブルの間にはさまれた。
	10月	17時台	ボール盤、フライス盤	
15	畜産業 (7-1-1)	10人未満	はさまれ、巻き込まれ	混合機のスクリー修繕のため、混合機の内容物撤去作業中に稼働していたスクリーに巻き込まれた。
	11月	14時台	混合機	

第14次労働災害防止計画の概要

計画期間：令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

○計画の方向性

厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、**安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると周知する等、**事業者による安全衛生対策の促進**と社会的に評価される環境の整備を図っていく。

引き続き、中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、**どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保する**とともに、誠実に安全衛生に取り組まず労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

○8つの重点対策

高年齢労働者の
労働災害防止対策
の推進

自発的に安全衛生対策
に取り組むための
意識啓発

労働者の作業行動に
起因する労働災害防止
対策の推進

多様な働き方への対応
や外国人労働者等の労働
災害防止対策の推進

社会的に評価される環境整備、
災害情報の分析強化、DXの推進

業種別の労働災害防止
対策の推進

個人事業者等に対する
安全衛生対策の推進

陸上貨物運送事業、
建設業、製造業、林業

労働者の健康確保対策
の推進

メンタルヘルス、過重労働、
産業保健活動

化学物質等による健康
障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん
熱中症、騒音、電離放射線

【計画の目標】 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）を定める。

主なアウトプット指標（例）

主なアウトカム指標（例）

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

・転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。等

・転倒の年齢層別死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

・「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。

・60歳以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

労働者の健康確保対策の推進

・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする 等

・仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者の割合を50%未満とする。

死亡災害：5%以上減少
死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

計画の重点事項

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）
- 労働安全衛生におけるDXの推進（ウェアラブル端末等の新技術の活用及びその機能の安全性評価についてエビデンスの収集・検討） 等

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 中高年齢の女性を始めとして高い発生率となっている転倒等につき、災害防止に資する装備や設備等の普及のための補助、開発促進を図る。
- 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等の腰痛の予防対策の普及を図る。 等

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進（エッセンス版の作成等による周知啓発）

労働者の健康確保対策の推進

- メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進 等

他、計8つの重点を定め対策を推進

宮城労働局第14次労働災害防止推進計画（アウトプット指標とアウトカム指標）

アウトプット指標（事業者において実施される事項）

アウトカム指標（アウトプット指標達成により期待される事項）

（ア）労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業者の割合を2027年までに50%以上とする。
- 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
- 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業者の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
- 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
- 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

（イ）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業者の割合を2027年までに50%以上とする。

- 増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

（ウ）多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業者の割合を2027年までに50%以上とする。

- 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。

（エ）業種別の労働災害防止対策の推進

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業者（荷主となる事業者を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。
- 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業者の割合を2027年までに85%以上とする。
- 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業者の割合を2027年までに60%以上とする。
- 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業者の割合を2027年までに50%以上とする。

- 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- 建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
- 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- 林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。

（オ）労働者の健康確保対策の推進

- 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
- 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに30%以上とする。
- メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
- 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

- 週所定労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
- 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
- （独自指標）
定期健康診断（一般健康診断）の結果について、2027年までに有所見率を全国平均に近づける。

（カ）化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までに、それぞれ、80%以上とする。
- 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。
- 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

- 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を13次防期間と比較して、14次防期間で5%以上減少させる。
- 増加が見込まれる熱中症による死者数の増加率を13次防期間と比較して減少させる。

【総括指標】（各指標達成により期待する事項）

- 死亡災害は、2022年と比較して2027年までに5%以上減少する。
- 死傷災害は、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数が2022年と比較して2027年までに減少に転じる。

